

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年11月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20201102	有限会社泉中央タクシー (法人番号 4370002018165) 代表者 目黒勝己	宮城県仙台市泉区 市名坂字櫛町201番 地の10	本社営業所	宮城県仙台市泉区市 名坂字櫛町201番地の 10	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年11月2日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	6	0
20201127	有限会社北上タクシー (法人番号 2400002009286) 代表者 立花徳久	岩手県北上市新穀 町1丁目7番30号	本社営業所	岩手県北上市新穀町1 丁目46番7号	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の3第1項、法第27条第3項	令和2年1月27日及び8月11日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)認可運賃・料金收受違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。